

鴨川市会計管理者補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第7号

鴨川市会計管理者補助組織設置規則の一部を改正する規則

鴨川市会計管理者補助組織設置規則（平成17年鴨川市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)」を「及び有価証券」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「に関する」を「の」に、「を行う」を「に関する」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「収入事務」を「収入及び支払」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「を調製し、市長に提出する」を「の調製に関する」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号中「指定金融機関及び収納代理金融機関」を「指定金融機関等の公金出納事務」に改め、「、監督」を削り、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 歳入歳出関係簿冊等及び証拠書類の整理保管に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。